

ロシア文化センター 会則

第1条（名称）

本会の名称は、「ロシア文化センター」という。

第2条（センター）

本会のセンターを、東京都及び大阪府に置く。

第3条（目的）

本会は、日本とロシアとの文化交流や協力の促進を図ることを目的とする。

第4条（事業）

この会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 広くロシアの文化、経済などについて理解を深めるため、講演会、研究会及び現地視察などの事業を行うこと。
- (2) ロシアからの芸術家等を招聘し、ロシア文化を紹介すること。
- (3) その他、この会の目的を達成するために必要な事業。

第5条（会員）

この会の会員を次の二種類とする。

- (1) 個人会員 この会の趣旨に賛同し、規定の入会金及び会費を納める個人。
 - (2) 賛助会員 この会の趣旨に賛同し、規定の入会金及び会費を納める団体。
- 会員は、第4条の事業に参加することが出来る。必要に応じて、適宜会報を発行して会員に周知する。

第6条（会員資格の抹消）

本会会員が次の各号に該当することになった場合は、運営会議の議決を経て登録を抹消することができる。

- (1) 会員との連絡が取れなくなった場合。
- (2) 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

第7条（会員の遵守事項）

(1) 会員は、ロシア文化センターの運営管理、その他付随する関連業務の活動に対していかなる対価も請求してはならない。

(2) 本会の活動を通じて知りえた個人の情報は、他に漏らしてはならない。

第8条（会員情報の取扱い）

1.本会は、保有する以下の会員情報を厳正に管理し、会員の個人情報保護のために十分に注意を払うとともに、本条の定めに従い会員情報を利用することができる。

(1) 会員が本会への入会申込時に届け出た情報、及び会員の報告または求めに基づき変更された情報（以下、登録情報）

2.会員は本会の円滑な運営、品質向上、ならびに第3条に定めた目的達成のために、本会の運営趣旨に則り、会員の登録情報及び利用情報を、下記に定める目的において、その必要範囲内で利用されることを予め了承する。

(1) 本会のサービスの迅速かつ的確な提供

(2) 経営相談、取引先紹介サービス等の経営支援活動

(3) ダイレクトメール、eメール、電話等による情報等の提供及び催物等の案内

(4) データ分析、アンケートの実施等新規サービスの開発

(5) 会員情報の管理

(6) その他本会の円滑な運営、サービスの向上のために必要な行為

3. 会員は取引先紹介を目的としたサービスにおいては、登録情報が広く他の企業に知られることを予め了承する。

4. 本会は、前項及び下記に定める場合を除き、会員情報を第2項に定める以外の第三者に開示しないものとする。

(1) 予め会員の同意が得られた場合

(2) 法令により開示が求められた場合

(3) 特定の個人を識別できない状況で提供する場合

5. 会員は、自身の会員情報の開示・訂正及び利用・提供の中止の請求を随時行えるものとする。その場合は、本会が指定する方法にて届けるものとする。

第9条（役員）

この会に次の役員をおく

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 事務局長 1名

第10条（事務局）

この会に事務局は、大阪府大阪市北区紅梅町 1-18 ERGO406 号内におく。

第 11 条（予算及び決算）

この会の収入は会費、事業にともなう収入、補助金、寄付金及び、その他の収入をもってあてる。

第 12 条（入会金及び会費）

この会費は、個人会員の場合、入会金一口 3,000 円・年会費 10,000 円とする。賛助会員の場合、入会金一口 30,000 円・年会費 50,000 円とし、この会の指定する金融機関宛に入会を希望する個人又は団体の振込み手数料負担により、振込み払いとする。

第 13 条（会員の退会）

会員は、当センターからの退会を希望する場合、所定の方法で当センターに退会届を提出するものとする。但し会員期限内の退会であっても会員有効期限内の会費納入の義務は免れないものとする。会員による参加料及び商品等の購入代金等が退会時点で支払い義務が発生しているものには、退会後も支払い義務は免れないものとする。

付則 会則の変更及び施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。